

社会福祉法人 北野健寿会

役員・評議員等の報酬及び費用弁償、退職慰労金の

支給基準等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人北野健寿会の定款(以下「定款」という。)に基づき、北野健寿会(以下「法人」という。)の役員(理事及び監事をいう。)、評議員、評議員選定委員会委員(事務局員が職員である場合を除く。以下、「選定委員会委員」という。)、苦情解決のための第三者委員(以下、「役員等」という。)等の報酬及び費用弁償、退職慰労金の支給基準等について、評議員会の決議により、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給基準等)

第2条 法人役員等に対して支給する報酬の基準は次のとおりとし、各年度の総額が2,600万円を超えない範囲とする。

- (1) 理事長 常勤の場合は月額120万円以内、非常勤の場合は月額60万円以内とし、ともに勤務の実態に即して支給する。
- (2) 常務理事 常勤の場合は月額80万円以内、非常勤の場合は月額40万円以内とし、ともに勤務の実態に即して支給する。
- (3) (1)、(2)以外の役員、評議員、選定委員会委員、苦情解決のための第三者委員
法人役員会、評議員会、評議員選定委員会、苦情解決のための会議等、理事長が必要と認めた会議、並びに研修会等に出席した場合 出席1回につき10,000円

(費用弁償の額)

第3条 法人の役員等が、必要な会議や研修会、その他業務を行うための費用弁償については、旅費規定を準用する。

(退職慰労金等の支給基準)

第4条 第2条第1号理事長並びに同条第2号常務理事に対する退職慰労金等の支給基準及び額は、「役員退職慰労金規程」で定めるところによる。

2 その他の役員、評議員、選定委員会委員、苦情解決のための第三者委員に対する退職慰労金の支給基準及び額は次のとおりとする。2つの役職を兼ねている場合は、役職の重なっているいずれかの期間を除くものとする。

通算就任期間	1年以上	満3年まで	3万円
通算就任期間	3年以上	満5年まで	5万円
通算就任期間	5年以上	満7年まで	7万円
通算就任期間	7年以上	満10年まで	10万円

通算就任期間 10年以上 満15年まで 15万円

通算就任期間 15年以上 満20年まで 20万円

通算就任期間 20年を超えるとき 30万円

- 3 前項の通算就任期間は、この規程の施行日以降に就任した役員等（法人職員を除く。）に適用し、法人設立日（平成15年8月28日）に遡及して通算するものとする。

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか、法人役員等の報酬、費用弁償に関し必要なことは、評議員会の決議により定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行するものとし、「役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」は平成28年12月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成30年12月20日から施行する。